

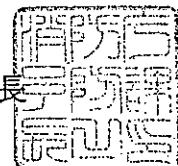
写

消防予第121号  
消防危第87号  
平成18年3月27日

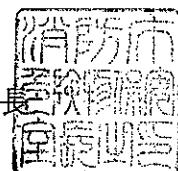
各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

] 殿

消防庁予防課長



消防庁危険物保安室長



### ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について

特定非営利活動法人消防環境ネットワーク（以下「消防環境ネットワーク」という。）が設立されたことについては、「特定非営利活動法人消防環境ネットワーク設立に伴うハロンバンク推進協議会の業務の移行について」（平成17年12月26日付け消防予第411号、消防危第312号）により通知しているところです。

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン」という。）については、「ハロンバンクの運用等について」（平成6年2月10日付け消防予第32号、消防危第9号）に基づき消防環境ネットワークにより適切に管理されているところです。

今般、消防環境ネットワークにおいては、温室効果ガスの排出抑制を図ることとする「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」が平成17年2月に発効されたことを契機として、地球温暖化防止対策として二酸化炭素、HFCの地球温暖化ガスの排出抑制に取組むとともに、資源の有効活用のため貯蔵容器等の再利用を進めていくこととされました。

このためには、ハロンを除くその他のガス系消火剤（以下「ガス系消火剤」という。）を使用する消防設備又は消火装置（以下「消防設備等」という。）の設置状況の把握が必要であることから、ガス系消火剤のデータベースの構築に係る業務が、

別添「データ登録ガイドブック」により行われることとなりました。

今後、各方面において、環境保全に関する具体的な対応が図られこととなる状況から、精度の高いデータベースを構築する必要があります。

そのためには、消防機関の協力が不可欠であることから、貴職におかれましては、下記により対応していただきますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、その旨を周知するようお願いします。

なお、本通知の実施に伴い、「二酸化炭素消火設備等に係る調査について」（平成10年4月13日付け消防予第61号、消防危第47号）は廃止します。

## 記

### 1 消防機関の対応

平成18年4月1日以降は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に関する事項

ア 法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、別添「データ登録ガイドブック」を活用し、ガス系消火剤をデータベースに登録する必要があることを届出者である消防設備士に対して周知されたいこと。

イ 消火設備等に使用するガス系消火剤をデータベースに登録した場合、その旨を証明するラベル（以下「登録済みラベル」という。）を当該消火設備等の制御盤又は火災表示盤の表面の見やすい位置に貼付することとされているので、「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第1項の規定に基づく工事完了の届出の際に、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）に定める消防用設備等試験結果報告書別記様式第6「不活性ガス消火設備試験結果報告書」及び別記様式第7「ハロゲン化物消火設備試験結果報告書」の備考欄に、当該消火設備等の制御盤又は火災表示盤に「登録済みラベル」を貼付する旨が記載されていることを確認するとともに、記載されていない場合にあっては届出者に対してその旨を記載するよう指導されたいこと。

ウ 法第17条の3の2に基づく検査を行う際に、制御装置又は火災表示盤の表面の見やすい位置に「登録済みラベル」が貼付されていることを確認されたいこと。

(2) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）における消火設備の設置に関する事項

ア 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可に係る申請及び法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、別添「データ登録ガイドブック」を活用しガス系消火剤をデータベースに登録する必要があ

ることを申請者に周知されたいこと。

イ 法第 11 条第 5 項の規定に基づく完成検査を行う際に、制御装置又は火災表示盤の表面の見やすい位置に「登録済みラベル」が貼付されていることを確認するとともに、法第 11 条第 1 項の規定に基づく設置又変更の許可に係る申請の際に添付する、消火設備に関する書類に「登録済みラベル」が当該消火設備等の制御盤又は火災表示盤の表面の見やすい位置に貼付されていることを記載するよう指導されたいこと。

(3) データベースの信頼性を高めるために、ガス系消火剤の登録が積極的に行なわれるよう周知又は指導されたいが、データベースの登録は、任意によるものであるため、登録されず、また「登録済みラベル」が貼付されていないものについて、届出書類の受理及び検査の実施を妨げるものではないことを留意されたいこと。

## 2 指導対象等

- (1) ガス系消火剤を使用する消火器又は危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 5 に掲げる第 4 種及び第 5 種の消火設備のうちガス系消火剤を使用するもの（以下「消火器」という。）については、当該製造事業者等により総量が一括して登録されるので、1 に示す確認又は指導を要しないものであること。
- (2) 既に設置されているもの（消火器を除く。）及び現に設置又は変更のための工事が行われているものについては、当該消火設備等の製造事業者により一括して登録されるため、1 (1) 及び (2) に示す確認又は指導を要しないものであること。
- (3) 火災等によるガス系消火剤の放出に対する補充については、登録を要しないものであること。
- (4) 消火設備等を構成する起動用ガス、加圧用ガス又はクリーニング用ガス等消火剤以外のガスについては登録を要しないものであること。
- (5) ハロンの供給及び回収については、前出通知「ハロンバンクの運用等について」によるものとし、本件の対象外であることに留意されたいこと。

総務省消防庁 予防課  
担当:設備係 伊藤・高垣  
TEL : 03-5253-7523  
FAX : 03-5253-7533  
E-Mail : [takagaki-t@fdma.go.jp](mailto:takagaki-t@fdma.go.jp)